

社会福祉法人国立保育会 職員健康診断実施要項

(目的)

第1条 本要項は、社会福祉法人国立保育会（以下「法人」とする）の職員の健康診断を実施するため、労働安全衛生法第66条に基づき定めるものである。

(対象及び頻度)

第2条 法人は常時雇用される職員（全国健康保険協会加入者）に対して、採用の際及び毎年度1回原則として1年以内に定期的に指定する健康診断を受診させなければならない。

- 2 非常勤就業規則が適用され週20時間以上30時間未満の勤務をする職員は、採用の際実施する健診を毎年度1回くにたち南口診療所およびすずしろ診療所で受診することができる。

(健診の種類)

第3条 法人は第2条で実施する定期的に受診する健康診断の種類について、(別紙1「健診の種類」)のとおりとし、職員に提示しなければならない。ただし、差額人間ドックおよびオプションについては、任意とする。

(健診機関)

第4条 法人は第2条で実施する健康診断の機関について、原則として、採用の際はくにたち南口診療所、すずしろ診療所、毎年度定期の際は多摩健康管理センター、立川北口健診館、練馬区医師会医療健診センター、杉並健診プラザで受診することとし、職員に提示しなければならない。

(経費の支払い)

第5条 全額法人負担とする。ただし、交通費および指定する機関以外で受診する場合の経費は、個人負担とする。

(その他)

第6条 本要項に定めのないことについては、理事会及び施設長会議で協議し、決定することとする。

付則1 本要項は平成30年4月1日から実施する。

付則2 本要項は令和7年11月6日改正施行する。

付則3 本要項は令和8年4月1日改正施行する。

別紙 1

健診の種類	対象者	健診内容
生活習慣病予防健診 (一般健診)	4月1日時点で35歳以上の職員および年度末時点で20歳、25歳、30歳となる職員	診察・計測・視力検査・聴力検査・ 血圧測定・血液検査、尿検査・心電 図検査・胸部X線検査・胃部X線検 査・便潜血検査
若年層健診	4月1日時点で35歳未 満の職員	診察・計測・視力検査・聴力検査・ 血圧測定・血液検査、尿検査・心電 図検査・胸部X線検査
子宮頸がん検診	年度末時点で、20歳以 上の偶数年齢の女性 職員	子宮頸部細胞診(医師採取)
乳がん検診	年度末時点で、40歳以 上の偶数年齢の女性 職員	マンモグラフィ乳房X線検査
骨粗しょう症検診	年度末時点で、40歳以 上の偶数年齢の女性 職員	問診および骨量(骨密度)測定
節目健診	生活習慣病予防健診 該当者で、年度末時点 で40歳、45歳、50歳、 55歳、60歳、65歳、 70歳となる職員	診察・計測・視力検査・聴力検査・ 血圧測定・血液検査、尿検査・心電 図検査・胸部X線検査・胃部X線検 査・便潜血検査・眼底検査・肺機能 検査・腹部超音波検査
差額人間ドッグ (協会けんぽより最 高25,000円の補助あ り)	生活習慣病予防健診 該当者で人間ドッグ を希望の職員	診察・計測・視力検査・聴力検査・ 血圧測定・血液検査・尿検査・心電 図検査・胸部X線検査・胃部X線検 査・便潜血検査・眼底検査・肺機能 検査・腹部超音波検査
オプション 補助 20,000円まで (それ以上は自己負担)	年度末時点で、51歳以 上の職員	その他希望する健診・ドッグ ※受診機関についても希望する機関